

秋田中央海域洋上風力発電合同会社「(仮称)秋田中央海域洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年6月30日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)秋田中央海域洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、秋田中央海域洋上風力発電合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田市及び潟上市、男鹿市の沿岸域及び沖合

原動力の種類：風力(洋上)

出 力：最大400,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年 2月25日
環境大臣意見受理	平成31年 4月26日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 5月23日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年 1月 6日
住民意見の概要等受理	令和4年 3月11日
秋田県知事意見受理	令和4年 6月 7日
経済産業大臣勧告発出	令和4年 6月30日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

秋田中央海域洋上風力発電合同会社「(仮称) 秋田中央海域洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、実施区域及びその周辺では沿岸部を生活域としている魚食性鳥類の生息が確認されている。
このため、専門家等の助言を踏まえて、当該区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域周辺に位置する男鹿半島には県指定の天然記念物である「男鹿のコウモリ生息地」が存在し、実施区域の上空がコウモリ類の移動経路となっている可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点の追加をするなど、調査手法の見直しを検討する等により、コウモリ類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺の海域は、県の魚であるハタハタ等の産卵場及び稚魚の生育場並びに溯河性魚類であるサクラマス等の重要な回遊経路となっている可能性があることから、本事業の実施によるこれら海生生物への影響が懸念される。
このため、本事業の実施による魚等の遊泳動物やその卵・稚仔等の海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、ハタハタ及びサクラマス等の魚種を選定し、生息状況を可能な限り把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 対象事業実施区域周辺には、日本海を眺望対象とする複数の主要な眺望点が存在するほか、日常生活の場からの景観の変化が想定されることから、適切に調査地点を選定し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
7. 実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場である「秋田マリーナ」や「男鹿マリーナ」、「出戸浜海水浴場」等が存在することから、「人と自然と

(別紙)

の触れ合いの活動の場」への影響について、適切に調査地点を選定して調査、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)